

高浜発電所に係る地域協議会幹事会

日時：平成28年6月8日（水）

15時30分～17時

場所：京都府舞鶴総合庁舎

第1会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 高浜発電所現地視察報告

(2) 高浜発電所・大飯発電所の今後の動きについて

(3) 高浜地域における3府県及び関西広域連合との合同訓練の実施について

高浜発電所に係る地域協議会幹事会出席者

(敬称略)

	職 名	氏 名
京都府	危 機 管 理 監	小 林 裕 明
	理事（原子力防災課長事務取扱）	松 村 嘉 文
	原子力防災課計画担当課長	四 方 浩
UPZ市町	福知山市危機管理監	横 山 泰 昭
	舞鶴市副市長	堤 茂
	綾部市副市長	山 崎 清 吾
	宮津市副市長	上 田 清 和
	南丹市副市長	松 田 清 孝
関西電力株式会社	京 都 支 社 長	井 上 正 英
	原子力事業本部副事業本部長	宮 田 賢 司
	高浜発電所原子力安全統括	高 畠 勇 人

高浜発電所に係る地域協議会確認事項

平成 2 7 年 2 月 2 7 日
(平成 2 8 年 6 月 3 日一部改正)
高浜発電所に係る地域協議会

- 1 関西電力株式会社に対し、高浜発電所の安全確保対策について説明を要請すること
- 2 原子力規制庁に対し、高浜発電所の新規制基準適合性審査の内容について説明を要請すること
- 3 U P Z 圏外の京都府内の市町村からの要請があった場合には、その都度、京都府及び U P Z 7 市町村が協議の上、地域協議会の会議等への出席を認めること
- 4 高浜発電所に係る地域協議会に幹事会を置く。
幹事会の運営に必要な事項は別に定める。

高浜発電所に係る地域協議会幹事会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、高浜発電所に係る地域協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(幹事会)

第2条 幹事会は、京都府危機管理監並びに福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町及び伊根町の副市長又は副町長の職にある者により構成するものとする。

(幹事長)

第3条 幹事会に幹事長を置き、京都府危機管理監の職にある者をもって充てる。

2 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、京都府府民生活部原子力防災課長がその職務を代理する。

(招 集)

第4条 幹事会は幹事長が招集する。

2 幹事会は、幹事長が議題の内容に応じ、必要と認める幹事のみ招集することができる。

(事務処理等)

第5条 会議録の調整保管その他会議の事務処理は、京都府府民生活部原子力防災課において行うものとする。

附則

この規程は、平成28年6月3日から施行する。